

上越市保育料等の徴収に関する規則

昭和46年4月29日

規則第5号

改正 昭和47年6月29日規則第46号

昭和48年6月30日規則第21号

昭和49年10月1日規則第37号

昭和50年10月27日規則第34号

昭和51年9月30日規則第31号

昭和52年6月28日規則第14号

昭和53年1月25日規則第2号

昭和53年6月28日規則第25号

昭和54年6月30日規則第20号

昭和55年6月26日規則第26号

昭和56年6月27日規則第25号

昭和57年6月22日規則第27号

昭和58年4月15日規則第16号

昭和59年3月31日規則第13号

昭和60年3月30日規則第26号

昭和61年3月31日規則第23号

昭和62年3月31日規則第31号

昭和63年3月31日規則第12号

平成元年3月27日規則第14号

平成2年3月26日規則第6号

平成3年3月26日規則第3号

平成3年6月17日規則第17号

平成4年3月26日規則第3号

平成5年3月30日規則第6号

平成5年6月11日規則第23号

平成6年3月31日規則第19号

平成7年3月28日規則第6号

平成8年3月28日規則第8号

平成9年3月27日規則第15号

平成10年3月30日規則第13号  
平成12年3月24日規則第6号  
平成13年3月30日規則第16号  
平成16年7月21日規則第29号  
平成16年12月28日規則第174号  
平成19年3月30日規則第17号  
平成20年3月31日規則第40号  
平成21年9月10日規則第46号  
平成22年3月26日規則第5号  
平成22年9月13日規則第30号  
平成23年7月25日規則第42号  
平成23年9月29日規則第46号  
平成24年3月30日規則第21号  
平成25年3月29日規則第28号  
平成26年9月30日規則第32号  
平成26年9月30日規則第33号  
平成26年12月25日規則第45号  
平成27年3月31日規則第37号  
平成28年3月23日規則第18号  
平成28年6月17日規則第42号  
平成29年3月24日規則第16号  
平成30年3月26日規則第7号  
平成31年3月25日規則第6号  
令和元年9月30日規則第45号  
令和3年2月22日規則第3号  
令和3年10月5日規則第41号  
令和4年3月18日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）  
附則第6条第4項及び上越市保育所条例（昭和46年上越市条例第20号。以下「条例」  
という。）第2条に規定する費用の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 保育料 条例第2条第1項に規定する保育料をいう。
- (2) 負担金 法附則第6条第4項の規定により市長が徴収する保育費用をいう。
- (3) 保育料等 保育料及び負担金をいう。
- (4) 保育料等負担者 条例第2条第1項に規定する保育料負担者及び負担金を納付すべき者をいう。  
(保育料等の額)

第3条 保育料等負担者から徴収する保育料等の額（法第23条第4項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）は、別表のとおりとする。

- 2 月の中途において児童が入園し、又は退園した場合の保育料等の額は、別表に規定する1月当たりの保育料等の額に当該月に当該児童が在籍した日数を25で除して得た数を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。  
(負担金の納期限)

第4条 負担金は、納入通知書により当月分をその月の末日（12月にあつては、28日）までに納入しなければならない。ただし、その日が上越市の休日を定める条例（平成元年上越市条例第29号）に規定する休日に当たるときは、その翌日をもって納期限とする。  
(負担金の減免)

第5条 市長は、災害、病気その他特別の事情により負担金の納付が困難と認められる保育料等負担者に対しては、負担金を減免することができる。  
(保育料等の減免の手続)

第6条 条例第4条及び前条の規定により保育料等の減免を受けようとする保育料等負担者は、保育料等減免申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。  
2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、減免の可否を決定し、保育料等減免承認・不承認決定通知書（第2号様式）により、それぞれ当該保育料等者に通知するものとする。  
(負担金の還付)

第7条 納付した負担金は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、納付した額の全部又は一部を還付することができる。  
(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(市町村合併に伴う特例)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地域自治区の区域に住所を有する者に係る平成17年1月から同年3月までの月分の保育料の徴収については、当該各号に掲げる地域自治区の区域の区分に応じ、当該各号に定める規則に定めるところによる。

- (1) 安塚区 安塚町保育所規則(昭和42年安塚町規則第1号)
- (2) 浦川原区 浦川原村保育所運営費負担金徴収規則(昭和42年浦川原村規則第53号)
- (3) 大島区 大島村保育所運営費負担金徴収規則(昭和36年大島村規則第1号)
- (4) 牧区 牧村保育所保育料徴収金徴収規則(昭和63年牧村規則第3号)
- (5) 柿崎区 柿崎町保育所運営費負担金徴収規則(昭和42年柿崎町規則第5号)
- (6) 大潟区 大潟町保育園運営費負担金徴収規則(昭和43年大潟町規則第6号)
- (7) 頸城区 頸城村立保育園運営規則(昭和45年頸城村規則第10号)
- (8) 吉川区 吉川町保育料徴収規則(昭和39年吉川町規則第4号)
- (9) 中郷区 中郷村保育所保育料徴収規則(昭和46年中郷村規則第9号)
- (10) 板倉区 板倉町保育園保育料徴収規則(昭和45年板倉町規則第11号)
- (11) 清里区 清里村保育所保育料徴収規則(昭和46年清里村規則第2号)
- (12) 三和区 三和村立保育園保育料徴収規則(昭和52年三和村規則第3号)
- (13) 名立区 名立町保育料徴収規則(昭和42年名立町規則第5号)

3 第3条第1項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる地域自治区の区域に住所を有する者に係る平成17年4月から平成18年3月までの月分の保育料については、当該地域自治区の区域ごとに附則別表に定めるところによる。この場合において、別表備考の規定は、附則別表について準用する。

(平成19年度における保育料に係る特例措置)

4 平成18年度における保育料の算定の基礎となった別表に定める階層区分がB<sub>0</sub>階層、B階層又はC<sub>1</sub>階層に該当する世帯のうち、上越市市税条例及び上越市都市計画条例の一部を改正する条例(平成16年上越市条例第21号)、上越市市税条例及び上越市都市計画条例の一部を改正する条例(平成17年上越市条例第38号)及び上越市市税条例及び上越市都市計画条例の一部を改正する条例(平成18年上越市条例第44号)の規定による改正後の上越市市税条例(昭和46年上越市条例第77号)並びに地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により同表に定める階層区分が変更される世帯で、これらの規定による一部改正がなかったものとした場合に同表に定める階層区分が変更されない世帯に属する者の

平成19年度における保育料の額については、同表（備考以外の部分に限る。）の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる額とする。

平成18年度における階層 区分	保育料（月額）	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
B <sub>0</sub> 階層	5,000円	3,600円
B階層	6,750円	4,850円
C <sub>1</sub> 階層	11,500円	9,100円

附則別表（附則第3項関係）

(1) 安塚区の保育料表

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）			円 0	円 0	
A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	保育料の特例適用世帯	0	0	
		上記以外の世帯	4,800	3,400	
	課税世帯	均等割の額のみ	11,000	8,400	
		所得割課税世帯	12,500	10,300	
A階層を除き、基準年度（法第24条第1項本文の規定により保育が実施された日の属する年度をいう。以下同じ。）の初日が属する年の前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	12,000円未満		D1	19,500	17,100
	12,000円以上64,000円未満		D2	23,500	20,100
	64,000円以上96,000円未満		D3	33,600	27,100
	96,000円以上160,000円未満		D4	37,100	29,100
	160,000円以上320,000円未満		D5	43,800	32,100
	320,000円以上408,000円未満		D6	47,300	33,100
	408,000円以上640,000円未満		D7	55,400	34,400
	640,000円以上		D8	56,900	34,900

(2) 浦川原区の保育料表

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
生活保護法による被保護世帯			A	円	円
				0	0
A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	保育料の特例適用世帯	B0	0	0
		上記以外の世帯	B	5,300	3,600
	課税世帯	均等割の額のみ	C1	12,800	10,200
		所得割課税世帯	C2	14,300	12,100
A階層を除き、基準年度の初日が属する年の前年分の所得課税世帯であって、その所得の額が次の区分に該当する世帯	12,000円未満		D1	21,000	18,800
	12,000円以上64,000円未満		D2	25,000	21,800
	64,000円以上96,000円未満		D3	35,300	27,300
	96,000円以上160,000円未満		D4	38,800	29,300
	160,000円以上320,000円未満		D5	48,900	32,000
	320,000円以上408,000円未満		D6	52,400	33,000
	408,000円以上640,000円未満		D7	63,000	33,500
640,000円以上		D8	64,500	34,000	

(3) 大島区の保育料表

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
生活保護法による被保護世帯			A	円	円
				0	0
A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	保育料の特例適用世帯	B0	0	0
		上記以外の世帯	B	3,700	3,200
	課税世帯	均等割の額のみ	C1	10,000	8,600
		所得割課税世帯	C2	11,500	10,500
A階層を除き、基準		12,000円未満	D1	18,000	17,000

年度の初日が属する年の前年分の所得課税世帯であって、その所得額の額が次の区分に該当する世帯	12,000円以上64,000円未満	D2	22,000	20,000
	64,000円以上96,000円未満	D3	31,000	27,000
	96,000円以上160,000円未満	D4	34,500	29,000
	160,000円以上320,000円未満	D5	39,500	32,000
	320,000円以上408,000円未満	D6	43,000	33,000
	408,000円以上640,000円未満	D7	46,000	33,500
	640,000円以上	D8	47,500	34,000

(4) 牧区の保育料表

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
生活保護法による被保護世帯			A	円	円
				0	0
A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	保育料の特例適用世帯	B0	0	0
		上記以外の世帯	B	6,100	4,100
	課税世帯	均等割の額のみ	C1	10,600	7,700
		所得割課税世帯	C2	12,100	9,600
A階層を除き、基準	12,000円未満		D1	19,200	16,700
年度の初日が属する年の前年分の所得課税世帯であって、その所得額の額が次の区分に該当する世帯	12,000円以上64,000円未満		D2	23,200	19,700
	64,000円以上96,000円未満		D3	32,400	27,400
	96,000円以上160,000円未満		D4	35,900	29,400
	160,000円以上320,000円未満		D5	40,500	32,500
	320,000円以上408,000円未満		D6	44,000	33,500
	408,000円以上640,000円未満		D7	49,800	36,800
	640,000円以上		D8	51,300	37,300

(5) 柿崎区の保育料表

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
生活保護法による被保護世帯			A	円	円

				0	0
A階層及びD階層を 除き、前年度分の 市町村民税の額が 次の区分に該当す る世帯	非課税世帯	保育料の特例適用世帯	B0	0	0
		上記以外の世帯	B	5,300	3,600
	課税世帯	均等割の額のみ	C1	12,800	10,200
		所得割課税世帯	C2	14,300	12,100
A階層を除き、基準 年度の初日が属す る年の前年分の所 得税課税世帯であ って、その所得税 の額が次の区分に 該当する世帯	10,000円未満		D1	19,000	16,200
	10,000円以上12,000円未満		D1—2	22,400	19,500
	12,000円以上64,000円未満		D2	26,400	22,500
	64,000円以上96,000円未満		D3	35,500	28,000
	96,000円以上140,000円未満		D4	39,000	30,000
	140,000円以上160,000円未満		D4—2	40,700	30,700
	160,000円以上320,000円未満		D5	44,200	32,700
	320,000円以上408,000円未満		D6	47,700	33,700
	408,000円以上640,000円未満		D7	52,500	34,900
	640,000円以上		D8	54,000	35,400

(6) 大潟区の保育料表

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
			3歳未満児の 場合	3歳以上児の 場合	
生活保護法による被保護世帯			A	円	円
				0	0
A階層及びD階層を 除き、前年度分の 市町村民税の額が 次の区分に該当す る世帯	非課税世帯	保育料の特例適用世帯	B0	0	0
		上記以外の世帯	B	6,100	4,200
	課税世帯	均等割の額のみ	C1	13,600	10,400
		所得割課税世帯	C2	15,100	12,300
A階層を除き、基準 年度の初日が属す る年の前年分の所 得税課税世帯であ	12,000円未満		D1	22,500	18,400
	12,000円以上64,000円未満		D2	26,500	21,400
	64,000円以上96,000円未満		D3	36,000	28,000
	96,000円以上160,000円未満		D4	39,500	30,000



って、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	160,000円以上320,000円未満	D5	47,100	32,800
	320,000円以上408,000円未満	D6	50,600	33,800
	408,000円以上640,000円未満	D7	54,700	34,800
	640,000円以上	D8	56,200	35,300

(7) 頸城区の保育料表

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
生活保護法による被保護世帯			A	円	円
				0	0
A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	保育料の特例適用世帯	B0	3,700	3,000
		上記以外の世帯	B	5,500	4,200
	課税世帯	均等割の額のみ	C1	9,500	6,800
		所得割課税世帯	C2	12,200	10,000
A階層を除き、基準年度の初日が属する年の前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	12,000円未満		D1	15,700	14,000
	12,000円以上25,000円未満		D2	19,700	17,000
	25,000円以上64,000円未満		D2—2	22,700	19,500
	64,000円以上95,000円未満		D3	32,000	27,000
	95,000円以上96,000円未満		D3—2	34,500	28,200
	96,000円以上160,000円未満		D4	38,000	30,200
	160,000円以上320,000円未満		D5	42,500	32,500
	320,000円以上408,000円未満		D6	46,000	33,500
408,000円以上640,000円未満		D7	50,000	34,200	
640,000円以上		D8	51,500	34,700	

(8) 吉川区の保育料表

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
生活保護法による被保護世帯			A	円	円
				0	0

A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	保育料の特例適用世帯	B0	0	0
		上記以外の世帯	B	4,200	3,200
	課税世帯	均等割の額のみ	C1	11,000	8,600
		所得割課税世帯	C2	12,500	10,500
A階層を除き、基準年度の初日が属する年の前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	12,000円未満		D1	19,700	17,700
	12,000円以上64,000円未満		D2	23,700	20,700
	64,000円以上80,000円未満		D3	28,200	23,700
	80,000円以上96,000円未満		D3—2	35,200	29,200
	96,000円以上160,000円未満		D4	38,700	31,200
	160,000円以上200,000円未満		D5	42,200	33,200
	200,000円以上320,000円未満		D5—2	46,500	34,500
	320,000円以上408,000円未満		D6	50,000	35,500
	408,000円以上510,000円未満		D7	53,000	36,000
510,000円以上640,000円未満		D7—2	54,500	36,700	
640,000円以上		D8	56,000	37,200	

(9) 中郷区の保育料表

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
生活保護法による被保護世帯			A	円	円
				0	0
A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	保育料の特例適用世帯	B0	0	0
		上記以外の世帯	B	3,200	2,500
	課税世帯	均等割の額のみ	C1	8,500	6,300
		所得割課税世帯	C2	11,500	9,600
A階層を除き、基準年度の初日が属する年の前年分の所得税課税世帯であ	12,000円未満		D1	15,800	14,000
	12,000円以上30,000円未満		D2	19,800	17,000
	30,000円以上64,000円未満		D2—2	24,500	22,200
	64,000円以上90,000円未満		D3	29,000	25,200

って、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	90,000円以上96,000円未満	D3—2	34,400	25,800
	96,000円以上150,000円未満	D4	37,900	27,800
	150,000円以上160,000円未満	D4—2	42,800	29,200
	160,000円以上210,000円未満	D5	46,300	31,200
	210,000円以上320,000円未満	D5—2	49,700	31,200
	320,000円以上408,000円未満	D6	53,200	32,200
	408,000円以上430,000円未満	D7	56,200	32,700
	430,000円以上640,000円未満	D7—2	59,700	32,700
	640,000円以上	D8	61,200	33,200

(10) 板倉区の保育料表

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
生活保護法による被保護世帯			A	円	円
				0	0
A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	保育料の特例適用世帯	B0	0	0
		上記以外の世帯	B	6,200	4,200
	課税世帯	均等割の額のみ	C1	10,600	8,100
		所得割課税世帯	C2	13,300	11,200
A階層を除き、基準年度の初日が属する年の前年分の所得課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	12,000円未満		D1	17,500	15,700
	12,000円以上17,000円未満		D2	21,500	18,700
	17,000円以上64,000円未満		D2-2	25,700	22,600
	64,000円以上80,000円未満		D3	30,200	25,600
	80,000円以上96,000円未満		D3-2	32,100	27,300
	96,000円以上140,000円未満		D4	35,600	29,300
	140,000円以上160,000円未満		D4-2	38,000	30,600
	160,000円以上200,000円未満		D5	41,500	32,600
200,000円以上320,000円未満		D5-2	42,800	32,900	
320,000円以上408,000円未満		D6	46,300	33,900	
408,000円以上510,000円未満		D7	49,300	34,400	

	510,000円以上640,000円未満	D7-2	50,000	34,600
	640,000円以上	D8	51,500	35,100

(11) 清里区の保育料表

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
生活保護法による被保護世帯			A	円	円
				0	0
A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	保育料の特例適用世帯	B0	0	0
		上記以外の世帯	B	5,000	3,400
	課税世帯	均等割の額のみ	C1	10,700	7,900
		所得割課税世帯	C2	14,000	11,400
A階層を除き、基準年度の初日が属する年の前年分の所得課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	12,000円未満		D1	18,600	15,900
	12,000円以上17,000円未満		D2	22,600	18,900
	17,000円以上64,000円未満		D2—2	26,100	22,500
	64,000円以上80,000円未満		D3	30,600	25,500
	80,000円以上96,000円未満		D3—2	33,400	27,700
	96,000円以上140,000円未満		D4	36,900	29,700
	140,000円以上160,000円未満		D4—2	39,500	31,100
	160,000円以上200,000円未満		D5	43,000	33,100
	200,000円以上320,000円未満		D5—2	45,100	33,600
	320,000円以上408,000円未満		D6	48,600	34,600
408,000円以上510,000円未満		D7	51,600	35,100	
510,000円以上640,000円未満		D7—2	53,200	35,700	
640,000円以上		D8	54,700	36,200	

(12) 三和区の保育料表

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
生活保護法による被保護世帯			A	円	円

				0	0
A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	保育料の特例適用世帯	B0	0	0
		上記以外の世帯	B	6,100	4,000
	課税世帯	均等割の額のみ	C1	11,500	8,500
		所得割課税世帯	C2	13,000	10,400
A階層を除き、基準年度の初日が属する年の前年分の所得課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	12,000円未満		D1	21,500	19,500
	12,000円以上64,000円未満		D2	25,500	22,500
	64,000円以上96,000円未満		D3	35,100	27,800
	96,000円以上160,000円未満		D4	38,600	29,800
	160,000円以上320,000円未満		D5	46,300	33,500
	320,000円以上408,000円未満		D6	49,800	34,500
	408,000円以上640,000円未満		D7	52,900	35,500
	640,000円以上		D8	54,400	36,000

(13) 名立区の保育料表

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
生活保護法による被保護世帯			A	円	円
				0	0
A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	保育料の特例適用世帯	B0	0	0
		上記以外の世帯	B	7,500	5,700
	課税世帯	均等割の額のみ	C1	13,000	10,100
		所得割課税世帯	C2	15,000	12,700
A階層を除き、基準年度の初日が属する年の前年分の所得課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に	12,000円未満		D1	21,000	18,000
	12,000円以上64,000円未満		D2	26,300	22,000
	64,000円以上96,000円未満		D3	34,700	28,400
	96,000円以上160,000円未満		D4	39,400	31,000
	160,000円以上320,000円未満		D5	46,600	35,500
	320,000円以上408,000円未満		D6	51,300	36,800

該当する世帯	408,000円以上640,000円未満	D7	59,600	39,700
	640,000円以上	D8	61,600	40,400

附 則（昭和47年規則第46号）

この規則は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則（昭和48年規則第21号）

この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和49年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則（昭和51年規則第31号）

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和52年規則第14号）

この規則は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年規則第2号）

この規則は、昭和53年2月1日から施行する。

附 則（昭和53年規則第25号）

この規則は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則（昭和54年規則第20号）

この規則は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年規則第26号）

この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和56年規則第25号）

この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年規則第27号）

この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（昭和58年規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の上越市保育料の徴収に関する規則の規定は、昭和58年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年規則第 13 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の上越市保育料の徴収に関する規則の規定は、昭和 59 年 4 月分の保育料から適用し、同年 3 月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 60 年規則第 26 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の上越市保育料の徴収に関する規則の規定は、昭和 60 年 4 月分の保育料から適用し、同年 3 月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 61 年規則第 23 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の上越市保育料の徴収に関する規則の規定は、昭和 61 年 4 月分の保育料から適用し、同年 3 月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 62 年規則第 31 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の上越市保育料の徴収に関する規則の規定は、昭和 62 年 4 月分の保育料から適用し、同年 3 月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 63 年規則第 12 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の上越市保育料の徴収に関する規則の規定は、昭和 63 年 4 月分の保育料から適用し、同年 3 月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年規則第 14 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市保育料の徴収に関する規則の規定は、平成元年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成2年規則第6号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第3号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年規則第3号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第6号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年規則第19号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第6号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第8号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第15号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第13号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第6号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第16号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。



附 則（平成16年規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の上越市保育料の徴収に関する規則、第2条の規定による改正前の上越市斎場規則、第3条の規定による改正前の上越市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例施行規則、第4条の規定による改正前の上越市印鑑条例施行規則、第5条の規定による改正前の上越市農業研修センター<sup>ふよう</sup>芙蓉荘条例施行規則、第6条の規定による改正前の上越市勤労身体障害者体育館条例施行規則、第7条の規定による改正前の上越市農村地区多目的研修センター条例施行規則、第8条の規定による改正前の上越市農村公園条例施行規則、第9条の規定による改正前の上越市老人憩の家条例施行規則、第10条の規定による改正前の上越市保健センター条例施行規則、第11条の規定による改正前の上越市カルチャーセンター条例施行規則、第12条の規定による改正前の上越市ファームセンター条例施行規則、第13条の規定による改正前の上越市総合福祉センター条例施行規則、第14条の規定による改正前の上越市ラーバンセンター条例施行規則、第15条の規定による改正前の市民いこいの家条例施行規則、第16条の規定による改正前の旧師団長官舎条例施行規則及び第17条の規定による改正前の上越市リフレッシュビレッジ施設条例施行規則に規定する様式は、当分の間、それぞれ第1条の規定による改正後の上越市保育料の徴収に関する規則、第2条の規定による改正後の上越市斎場規則、第3条の規定による改正後の上越市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例施行規則、第4条の規定による改正後の上越市印鑑条例施行規則、第5条の規定による改正後の上越市農業研修センター<sup>ふよう</sup>芙蓉荘条例施行規則、第6条の規定による改正後の上越市勤労身体障害者体育館条例施行規則、第7条の規定による改正後の上越市農村地区多目的研修センター条例施行規則、第8条の規定による改正後の上越市農村公園条例施行規則、第9条の規定による改正後の上越市老人憩の家条例施行規則、第10条の規定による改正後の上越市保健センター条例施行規則、第11条の規定による改正後の上越市カルチャーセンター条例施行規則、第12条の規定による改正後の上越市ファームセンター条例施行規則、第13条の規定による改正後の上越市総合福祉センター条例施行規則、第14条の規定による改正後の上越市ラーバンセンター条例施行規則、第15条の規定による改正後の市民いこいの家条例施行規則、第16条の規定による改正後の旧師団長官舎条例施行規則及び第17条の規定による改正後の上越市リフレッシュビレッジ施設条例施行規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則（平成16年規則第174号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の附則第4項及び別表の規定は、平成19年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、平成20年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年規則第46号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、平成22年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年規則第30号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第42号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第46号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、平成24年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表備考8(6)の改正規定(「第7条第1項」を「第29条第1項」に改める部分に限る。)は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、平成25年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年規則第32号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) その他の規定 平成26年10月1日

附 則 (平成26年規則第33号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び第3条の規定 平成26年10月1日

(2) 第2条の規定 平成27年1月1日

附 則 (平成26年規則第45号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市保育料の徴収に関する規則の規定は、平成27年4月分の保育料等から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則（平成 28 年規則第 18 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している第 1 条の規定による改正前の上越市保育料の徴収に関する規則、第 2 条の規定による改正前の上越市都市公園条例施行規則、第 4 条の規定による改正前の上越市市税条例施行規則、第 5 条の規定による改正前の上越市道路占用規則、第 6 条の規定による改正前の上越市営住宅条例施行規則、第 7 条の規定による改正前の上越市露店市場管理規則、第 8 条の規定による改正前の上越市斎場規則、第 9 条の規定による改正前の上越市市税滞納処分に関する規則、第 10 条の規定による改正前の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則、第 11 条の規定による改正前の上越市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例施行規則、第 12 条の規定による改正前の上越市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則、第 13 条の規定による改正前の上越市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、第 14 条の規定による改正前の土地譲渡益重課税制度及び超短期重課税制度並びに長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅の認定事務施行規則、第 15 条の規定による改正前の上越市立地域保育園管理規則、第 16 条の規定による改正前の上越市高齢者等肉牛飼育モデル事業基金条例管理運用規則、第 17 条の規定による改正前の上越市関川及び戸野目川改修事業に伴う住宅新築奨励金交付条例施行規則、第 18 条の規定による改正前の上越市国民健康保険税条例施行規則、第 19 条の規定による改正前の上越市農業研修センターふよう芙蓉荘条例施行規則、第 20 条の規定による改正前の上越市特別養護老人ホーム等措置費負担金徴収規則、第 21 条の規定による改正前の上越市女性サポートセンター条例施行規則、第 22 条の規定による改正前の上越市老人福祉法施行規則、第 23 条の規定による改正前の上越市老人憩の家条例施行規則、第 24 条の規定による改正前の上越市保健センター条例施行規則、第 25 条の規定による改正前の上越市カルチャーセンター条例施行規則、第 26 条の規定による改正前の上越市ファームセンター条例施行規則、第 27 条の規定による改正前の上越市企業振興条例施行規則、第 28 条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則、第 29 条の規定による改正前の上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例施行規則、第 30 条の規定による改正前の上越市下水道条例施行

規則、第31条の規定による改正前の上越市レインボーセンター条例施行規則、第32条の規定による改正前の上越市ゲートボール場条例施行規則、第33条の規定による改正前の上越観光物産センター条例施行規則、第34条の規定による改正前の上越市ラーバンセンター条例施行規則、第36条の規定による改正前の上越市身体障害者福祉法施行細則、第37条の規定による改正前の高田城三重<sup>やぐら</sup>榎条例施行規則、第38条の規定による改正前の旧師団長官舎条例施行規則、第39条の規定による改正前の上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則、第40条の規定による改正前の上越市バイシクルモトクロス場条例施行規則、第41条の規定による改正前の上越市シニアセンター条例施行規則、第42条の規定による改正前の上越市<sup>がん</sup>雁木通りプラザ条例施行規則、第43条の規定による改正前の上越市リフレッシュビレッジ施設条例施行規則、第44条の規定による改正前の上越市グループハウス条例施行規則、第45条の規定による改正前の上越市知的障害者福祉法施行細則、第46条の規定による改正前の上越市介護保険条例施行規則、第47条の規定による改正前の上越市景観条例施行規則、第48条の規定による改正前の上越市ファミリーヘルプ保育園条例施行規則、第49条の規定による改正前の上越市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則、第50条の規定による改正前の上越市地球環境学校条例施行規則、第51条の規定による改正前の上越市三世代交流プラザ条例施行規則、第52条の規定による改正前の上越市市民の森条例施行規則、第53条の規定による改正前の上越市児童手当法施行細則、第54条の規定による改正前の上越市児童福祉法施行細則、第55条の規定による改正前の上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例施行規則、第56条の規定による改正前の上越市道路工事施工承認規則、第57条の規定による改正前の上越市コミュニティプラザ条例施行規則、第58条の規定による改正前の上越市かきざき福祉センター条例施行規則、第59条の規定による改正前の上越市牧高齢者等福祉センター条例施行規則、第60条の規定による改正前の上越市児童遊園条例施行規則、第61条の規定による改正前の上越市中山間地域振興作業施設条例施行規則、第62条の規定による改正前の上越市就業改善センター条例施行規則、第63条の規定による改正前の直峰城跡条例施行規則、第64条の規定による改正前の上越市大島庄屋の家条例施行規則、第65条の規定による改正前の上越市大島大山広場条例施行規則、第66条の規定による改正前の上越市牧ふるさと村自然と憩の森条例施行規則、第67条の規定による改正前の上越市道の駅よしかわ杜氏の郷条例施行規則、第68条の規定による改正前の上越市光ヶ原高原観光総合施設条例施行規則、第69条の規定による改正前の上越市清里坊ヶ池湖畔公園条例施行規則、第70条の規定による改正前の上越市シーサイドパーク名立条例施行規則、第71条の規定による改正前の上越市大島農業実習交流センター条例

施行規則、第72条の規定による改正前の坂口記念館条例施行規則、第73条の規定による改正前の上越市霊園条例施行規則、第74条の規定による改正前の上越市高齢者交流施設条例施行規則、第75条の規定による改正前の上越市生活支援ハウス条例施行規則、第76条の規定による改正前の上越市板倉北部スポーツセンター条例施行規則、第77条の規定による改正前の上越市浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ条例施行規則、第78条の規定による改正前の上越市牧ふれあい体験交流施設条例施行規則、第79条の規定による改正前の上越市清里農村体験宿泊休憩施設条例施行規則、第80条の規定による改正前の上越市安塚地域産業振興施設条例施行規則、第81条の規定による改正前の上越市安塚多目的交流施設条例施行規則、第82条の規定による改正前の上越市田舎屋条例施行規則、第83条の規定による改正前の上越市大島ゆきわり荘条例施行規則、第84条の規定による改正前の上越市柿崎農業構造改善センター条例施行規則、第85条の規定による改正前の上越市吉川多目的集会場条例施行規則、第86条の規定による改正前の上越市板倉農村環境改善センター条例施行規則、第87条の規定による改正前の上越市板倉農業者トレーニングセンター条例施行規則、第88条の規定による改正前の上越市ろばた館条例施行規則、第89条の規定による改正前の上越市清里活性化交流施設条例施行規則、第90条の規定による改正前の上越市清掃施設条例施行規則、第91条の規定による改正前の上越市農村地区多目的集会所条例施行規則、第93条の規定による改正前の小川未明文学館条例施行規則、第94条の規定による改正前の上越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第95条の規定による改正前の上越市テレビ共同受信施設条例施行規則、第96条の規定による改正前の上越市高田駅前コミュニティルーム条例施行規則、第97条の規定による改正前の上越市煙火消費許可等に関する規則、第98条の規定による改正前の上越市就学援助費支給規則、第99条の規定による改正前の上越市八千浦交流施設はまぐみ条例施行規則、第100条の規定による改正前の上越市町家交流館高田小町条例施行規則、第101条の規定による改正前の上越市自然環境保全条例施行規則、第102条の規定による改正前の上越市春日謙信交流館条例施行規則、第103条の規定による改正前の上越市福祉交流プラザ条例施行規則、第104条の規定による改正前の上越市市民投票条例施行規則、第105条の規定による改正前の上越市くびきの森公園条例施行規則、第106条の規定による改正前の上越市中国残留邦人等に対する支援に係る給付事務取扱規則、第107条の規定による改正前の直江津屋台会館条例施行規則、第108条の規定による改正前の上越市たにはま公園条例施行規則、第109条の規定による改正前の上越市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第110条の規定による改正前の上越市ミュージゼ雪小町条例施行規則、第111条の規定による改正前の上越市北陸新幹線上

越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例施行規則及び第112条の規定による改正前の上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例施行規則に規定する様式は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、第1条の規定による改正後の上越市保育料の徴収に関する規則、第2条の規定による改正後の上越市都市公園条例施行規則、第4条の規定による改正後の上越市市税条例施行規則、第5条の規定による改正後の上越市道路占用規則、第6条の規定による改正後の上越市営住宅条例施行規則、第7条の規定による改正後の上越市露店市場管理規則、第8条の規定による改正後の上越市斎場規則、第9条の規定による改正後の上越市市税滞納処分に関する規則、第10条の規定による改正後の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則、第11条の規定による改正後の上越市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例施行規則、第12条の規定による改正後の上越市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則、第13条の規定による改正後の上越市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、第14条の規定による改正後の土地譲渡益重課税制度及び超短期重課税制度並びに長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅の認定事務施行規則、第15条の規定による改正後の上越市立地域保育園管理規則、第16条の規定による改正後の上越市高齢者等肉牛飼育モデル事業基金条例管理運用規則、第17条の規定による改正後の上越市関川及び戸野目川改修事業に伴う住宅新築奨励金交付条例施行規則、第18条の規定による改正後の上越市国民健康保険税条例施行規則、第19条の規定による改正後の上越市農業研修センター<sup>ふよう</sup>芙蓉荘条例施行規則、第20条の規定による改正後の上越市特別養護老人ホーム等措置費負担金徴収規則、第21条の規定による改正後の上越市女性サポートセンター条例施行規則、第22条の規定による改正後の上越市老人福祉法施行規則、第23条の規定による改正後の上越市老人憩の家条例施行規則、第24条の規定による改正後の上越市保健センター条例施行規則、第25条の規定による改正後の上越市カルチャーセンター条例施行規則、第26条の規定による改正後の上越市ファームセンター条例施行規則、第27条の規定による改正後の上越市企業振興条例施行規則、第28条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則、第29条の規定による改正後の上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例施行規則、第30条の規定による改正後の上越市下水道条例施行規則、第31条の規定による改正後の上越市レインボーセンター条例施行規則、第32条の規定による改正後の上越市ゲートボール場条例施行規則、第33条の規定による改正後の上越市観光物産センター条例施行規則、第34条の規定による改正後の上越市ラーバンセンター条例施行規則、第36条の規定による改正後の上越市身体障害者福祉法施行細則、第37条の規定による改正後の高田城三重<sup>やぐら</sup>櫓条例施行規則、第38条の規定による

改正後の旧師団長官舎条例施行規則、第39条の規定による改正後の上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則、第40条の規定による改正後の上越市バイシクルモトクロス場条例施行規則、第41条の規定による改正後の上越市シニアセンター条例施行規則、第42条の規定による改正後の上越市<sup>がん</sup>雁木通りプラザ条例施行規則、第43条の規定による改正後の上越市リフレッシュビレッジ施設条例施行規則、第44条の規定による改正後の上越市グループハウス条例施行規則、第45条の規定による改正後の上越市知的障害者福祉法施行細則、第46条の規定による改正後の上越市介護保険条例施行規則、第47条の規定による改正後の上越市景観条例施行規則、第48条の規定による改正後の上越市ファミリーヘルプ保育園条例施行規則、第49条の規定による改正後の上越市議会議政務活動費の交付に関する条例施行規則、第50条の規定による改正後の上越市地球環境学校条例施行規則、第51条の規定による改正後の上越市三世代交流プラザ条例施行規則、第52条の規定による改正後の上越市市民の森条例施行規則、第53条の規定による改正後の上越市児童手当法施行細則、第54条の規定による改正後の上越市児童福祉法施行細則、第55条の規定による改正後の上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例施行規則、第56条の規定による改正後の上越市道路工事施工承認規則、第57条の規定による改正後の上越市コミュニティプラザ条例施行規則、第58条の規定による改正後の上越市かきざき福祉センター条例施行規則、第59条の規定による改正後の上越市牧高齢者等福祉センター条例施行規則、第60条の規定による改正後の上越市児童遊園条例施行規則、第61条の規定による改正後の上越市中山間地域振興作業施設条例施行規則、第62条の規定による改正後の上越市就業改善センター条例施行規則、第63条の規定による改正後の直峰城跡条例施行規則、第64条の規定による改正後の上越市大島庄屋の家条例施行規則、第65条の規定による改正後の上越市大島大山広場条例施行規則、第66条の規定による改正後の上越市牧ふるさと村自然と憩の森条例施行規則、第67条の規定による改正後の上越市道の駅よしかわ杜氏の郷条例施行規則、第68条の規定による改正後の上越市光ヶ原高原観光総合施設条例施行規則、第69条の規定による改正後の上越市清里坊ヶ池湖畔公園条例施行規則、第70条の規定による改正後の上越市シーサイドパーク名立条例施行規則、第71条の規定による改正後の上越市大島農業実習交流センター条例施行規則、第72条の規定による改正後の坂口記念館条例施行規則、第73条の規定による改正後の上越市霊園条例施行規則、第74条の規定による改正後の上越市高齢者交流施設条例施行規則、第75条の規定による改正後の上越市生活支援ハウス条例施行規則、第76条の規定による改正後の上越市板倉北部スポーツセンター条例施行規則、第77条の規定による改正後の上越市浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ条例施行規則、第78条の規定



による改正後の上越市牧ふれあい体験交流施設条例施行規則、第79条の規定による改正後の上越市清里農村体験宿泊休憩施設条例施行規則、第80条の規定による改正後の上越市安塚地域産業振興施設条例施行規則、第81条の規定による改正後の上越市安塚多目的交流施設条例施行規則、第82条の規定による改正後の上越市田舎屋条例施行規則、第83条の規定による改正後の上越市大島ゆきわり荘条例施行規則、第84条の規定による改正後の上越市柿崎農業構造改善センター条例施行規則、第85条の規定による改正後の上越市吉川多目的集会場条例施行規則、第86条の規定による改正後の上越市板倉農村環境改善センター条例施行規則、第87条の規定による改正後の上越市板倉農業者トレーニングセンター条例施行規則、第88条の規定による改正後の上越市ろばた館条例施行規則、第89条の規定による改正後の上越市清里活性化交流施設条例施行規則、第90条の規定による改正後の上越市清掃施設条例施行規則、第91条の規定による改正後の上越市農村地区多目的集会所条例施行規則、第93条の規定による改正後の小川未明文学館条例施行規則、第94条の規定による改正後の上越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第95条の規定による改正後の上越市テレビ共同受信施設条例施行規則、第96条の規定による改正後の上越市高田駅前コミュニティルーム条例施行規則、第97条の規定による改正後の上越市煙火消費許可等に関する規則、第98条の規定による改正後の上越市就学援助費支給規則、第99条の規定による改正後の上越市八千浦交流施設はまぐみ条例施行規則、第100条の規定による改正後の上越市町家交流館高田小町条例施行規則、第101条の規定による改正後の上越市自然環境保全条例施行規則、第102条の規定による改正後の上越市春日謙信交流館条例施行規則、第103条の規定による改正後の上越市福祉交流プラザ条例施行規則、第104条の規定による改正後の上越市市民投票条例施行規則、第105条の規定による改正後の上越市くびきの森公園条例施行規則、第106条の規定による改正後の上越市中国残留邦人等に対する支援に係る給付事務取扱規則、第107条の規定による改正後の直江津屋台会館条例施行規則、第108条の規定による改正後の上越市たにはま公園条例施行規則、第109条の規定による改正後の上越市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第110条の規定による改正後の上越市ミュゼ雪小町条例施行規則、第111条の規定による改正後の上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例施行規則及び第112条の規定による改正後の上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例施行規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則（平成28年規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、平成28年4月分の保育料等から適用し、同年3月分までの保育料等については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、平成29年4月分の保育料等から適用し、同年3月分までの保育料等については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日の前日から引き続き在園する児童（平成26年4月2日以後に生まれた児童に限る。）については、平成29年4月分から8月分までの保育料等について認定する改正後の別表の階層区分は、同年3月分の保育料等について認定された改正前の別表の階層区分と同一とする。ただし、世帯の状況に異動があった場合は、この限りでない。

附 則 (平成30年規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、平成30年4月分の保育料等から適用し、同年3月分までの保育料等については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、平成30年9月分の保育料等から適用し、同年8月分までの保育料等については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第3条及び別表の規定は、令和元年10月分の保育料等から適用し、同年9月分までの保育料等については、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、令和3年9月分の保育料等から適用し、同年8月分までの保育料等については、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、令和4年4月分の保育料等から適用し、同年3月分までの保育料等については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

階層区分	定義	保育料等（月額）			
		0・1歳児の場合		2歳児の場合	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き、市町村民税（法第27条第1項に規定する特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の市町村民税をいう。以下同じ。）が非課税の世帯	0	0	0	0

C	市町村民税が均等割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に掲げる均等割をいう。）のみ課税されている世帯		8,500	8,400	0	0
D0	市町村民税が課税されている	3,000円未満	10,400	10,300	0	0
D1	世帯で、その所得割（地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割をいう。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26	3,000円以上 7,800円未満	14,200	14,000	0	0
D2	子育て支援法施行規則（平成26	7,800円以上 12,000円未満	16,100	15,900	0	0
D3	年内閣府令第44号）第21条に定める規定による控除をされる	12,000円以上 27,000円未満	19,000	18,700	9,500	9,300
D4	べき金額があるときは、当該金額を加算し、かつ、保育料等負	27,000円以上 39,000円未満	21,800	21,500	10,900	10,700
D5	担者が扶養している児童の人数に応じ、前年度（特定教育・	39,000円以上 51,000円未満	23,700	23,300	11,800	11,600
D6	保育のあった月が4月から8月	51,000円以上 63,000円未満	29,400	28,900	14,700	14,500
D7	までの場合にあつては、前々年	63,000円以上 75,000円未満	32,300	31,800	16,100	15,900
D8	度）12月31日現在の年齢が16歳未満の児童にあつては22,800	75,000円以上 89,400円未満	36,100	35,500	18,000	17,700
D9	円を、16歳から18歳までの児童にあつては15,000円を控除した額）が右の区分に該当するもの	89,400円以上 105,000円未満	38,000	37,400	19,000	18,700
D10		105,000円以上 123,300円未満	38,900	38,300	38,900	38,300
D11		123,300円以上 154,500円未満	44,600	43,800	44,600	43,800
D12		154,500円以上 222,100円未満	45,600	44,800	45,600	44,800
D13		222,100円以上 255,100円未満	52,200	51,300	52,200	51,300
D14		255,100円以上	57,900	57,000	57,900	57,000

		351,400円未満				
D15		351,400円以上	60,800	59,800	60,800	59,800

備考

- 1 この表にかかわらず、次に掲げる児童については、次に定める額を保育料等月額とする。
  - (1) 同一世帯で2人以上の児童が負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）である場合の2人目の児童（(2)及び(3)に掲げる児童を除く。）該当する階層区分の金額に2分の1を乗じて得た額
  - (2) 同一世帯で満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を3人以上現に監護している場合の第3子以降の3歳未満児（(3)に掲げる児童を除く。）該当する階層区分の金額に4分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）
  - (3) 同一世帯で2人以上の児童が負担額算定基準子どもである場合の3人目以降の児童 無料
- 2 この表にかかわらず、政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額（以下「市町村民税所得割合算額」という。）が97,000円未満である場合の次に掲げる児童については、次に定める額を保育料等月額とする。
  - (1) 特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）のうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2子である者 該当する階層区分の金額に2分の1を乗じて得た額
  - (2) 特定被監護者等のうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第3子以降である者 無料
- 3 この表にかかわらず、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（政令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。）に該当する場合で、市町村民税所得割合算額が97,000円未満であるときの児童については、保育料等月額を無料とする。
- 4 階層区分の認定は、入園児と同一世帯に属して生計を一にしている直系尊属（父母及び家計の主宰者である祖父母）の課税額の合計額により決定する。
- 5 この表において、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者であって、次に掲げるものの市町村民税については、非課税とみなす。
  - (1) 市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより市町村民税を免除された

者

- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親（保護者に限る。）

第1号様式(第6条関係)

保 育 料 等 減 免 申 請 書						
住	所					
保育料等負担者氏名		生年月日	年	月	日生	
児 童 氏 名		生年月日	年	月	日生	
保 育 園 名						
家 族 状 況	氏 名	年 齡	職 業	氏 名	年 齡	職 業
申請の理由(具体的に)						
上記のとおり保育料等の減免を受けたいので申請します。						
年 月 日						
(宛先)上越市長						
氏名						

第2号様式(第6条関係)

保育料等減免承認・不承認決定通知書

様

上越市長



年 月 日付けで申請のあった保育料等の減免について、審査の結果下記のとおり承認・不承認したので通知します。

記

在園児の氏名		在園保育園名	
減 免 額	円		
減免後の保育料等	円		
減 免 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	

減免不承認の理由	
----------	--

(付記)

(保育料の場合)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)



(2) この決定について、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(負担金の場合)

(1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。))。

(2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）